

改正

平成15年 4 月 1 日告示第51号
平成15年 7 月25日告示第142号
平成17年 4 月 1 日告示第64号
平成18年 5 月30日告示第117号
平成19年 3 月30日告示第57号
平成21年 3 月31日告示第97号
平成23年 3 月31日告示第99号
平成25年 3 月22日告示第56号
平成26年 3 月28日告示第53号
平成29年 3 月13日告示第45号
平成31年 4 月17日告示第148号
令和元年11月27日告示第365号
令和 3 年 3 月23日告示第66号
令和 4 年 1 月 4 日告示第 1 号
令和 6 年 3 月 1 日告示第52号

樫原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する費用について、予算の範囲内で浄化槽設置整備事業補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上かつ放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有し、法第 4 条第 2 項に規定する構造基準及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたし尿のみを処理するものをいう。

(補助対象地域)

第 3 条 補助対象地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第 4 条第 1 項又は同法第25条の23第 1 項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の対象となる者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 補助対象地域内において、処理対象10人以下（専用住宅、店舗等併用住宅（住宅用途に供される床面積が、人槽算定の対象面積の2分の1以上の建築物をいう。）に設置されるものに限る。）の汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽を設置する者
 - (2) 災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置及び故障した合併処理浄化槽の更新又は改築をする者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項に基づく承認を受けずに、合併処理浄化槽を設置しようとする者
 - (2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (3) 販売等の目的で合併処理浄化槽付住宅を建築しようとする者
 - (4) 補助金の交付決定を受ける前に合併処理浄化槽の設置工事を着工した者
 - (5) 市長が定める期間内に実績報告を行わない者

- (6) 合併処理浄化槽を設置した敷地と同一敷地に居住しない者
 - (7) 市税に滞納のある者
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の左欄に掲げる人槽区分に応じ、同表の右欄に定める額をそれぞれ限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書の写し又は審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し
 - (2) 設置場所の案内図及び合併処理浄化槽の配置図
 - (3) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (4) 法の規定による浄化槽設備士免状の写し
- (ただし、昭和62年以前の浄化槽設備士の資格者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも併せて添付すること)
- (5) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
 - (6) 合併処理浄化槽設置に係る見積書の写し
 - (7) 法及び関係法令を遵守する旨の誓約書
 - (8) 法第7条に係る水質検査手数料及び同法第11条に係る水質検査手数料3年分の領収書の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、また、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(補助事業等計画変更届)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金の申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに補助事業計画変更届（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、その指示を受けなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（浄化槽を設置する者が自ら保守点検を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 工事施工写真
- (3) 浄化槽設備士により奈良県へ届け出、受理された浄化槽設置工事完了報告書及び浄化槽施工監理報告書の写し
- (4) 合併処理浄化槽設置に係る請求書及び領収書の写し
- (5) 単独処理浄化槽を廃止した場合、浄化槽使用廃止届出書（法第11条の3の規定により知事へ届け出るものをいう。）の写し
- (6) 法第10条に係る浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し（浄化槽を設置する者が自ら清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類）
- (7) 住民票
- (8) 納税証明書又は完納証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の審査及び完成検査)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、速やかに当該実績報告書の審査及び施工現場において浄化槽の設置状況等の確認（以下「完成検査」という。）を行うものとする。

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の審査及び完成検査の結果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 確定通知を受けた補助決定者は、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、市長は前条により確定した額を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金取消通知書（様式第8号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金交付の条件に違反したとき。
- （4） 第4条第2項各号に該当することが判明したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の交付決定の取消しをした場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命ずるものとする。

（調査）

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を調査確認するものとする。

（遵守事項）

第16条 補助金の交付を受けた者は、合併処理浄化槽の機能が正常に働くよう、適正な維持管理に努めなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成15年4月1日告示第51号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成15年7月25日告示第142号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際現に改正前の橿原市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付された橿原市合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、この要綱による改正後の橿原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付された橿原市浄化槽設置整備事業補助金とみなす。

附 則（平成17年4月1日告示第64号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成18年5月30日告示第117号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成19年3月30日告示第57号）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成21年3月31日告示第97号）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成23年3月31日告示第99号）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。ただし、様式第6号についての改正規定は、告示の日から実施する。

附 則（平成25年3月22日告示第56号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成26年3月28日告示第53号）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月13日告示第45号）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年4月17日告示第148号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年11月27日告示第365号）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月23日告示第66号）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年1月4日告示第1号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（令和6年3月1日告示第52号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の橿原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の補助金について適用し、令和5年度以前の補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、現に改正前の橿原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

年 月 日

補助金交付申請書

（宛先） 榎原市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

年度において、浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、榎原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請いたします。
記

1 設置場所	榎原市
2 合併処理浄化槽の形式及び人槽	形式 人槽
3 交付申請額	金 円
4 住宅所有者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）
5 住宅の種類	1 一般住宅（延床面積 m^2 ）
	2 店舗等併用住宅（住居部分の面積 m^2 ） （その他の面積 m^2 ）
6 着工予定日	年 月 日
7 工事完了予定日	年 月 日
8 放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他（ ）
9 従前の処理方法	1 汲取り 2 単独処理 3 合併処理 4 新規

梶原市指令第 号
年 月 日

様

梶原市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業については、下記の条件を付して補助金を交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件等

- （1）補助決定者は別途市長が定める期間までに実績報告を行わなければならない。
- （2）補助決定者は、補助金交付申請書に記載した工事完了予定日までに工事が完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

様式第3号（第7条関係）
様式第3号（第7条関係）

梶原市指令第 号
年 月 日

様

梶原市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業については、下記の理由により不交付とします。

記

(理由)

年 月 日

補助事業計画変更届

（宛先） 榎原市長

補助決定者 住 所
氏 名

年 月 日付け榎原市指令第 号で補助の指令を受けた浄化槽設置
整備補助事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止

（理由）

年 月 日

補助事業実績報告書

（宛先） 樫原市長

補助決定者 住 所
氏 名

年 月 日付け樫原市指令第 号で補助の指令を受けた浄化槽設置
整備補助事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し等
- （2）工事施工写真
- （3）浄化槽設備士により奈良県へ届け出、受理された浄化槽設置工事完了報告書及び
浄化槽施工監理報告書の写し
- （4）合併処理浄化槽設置に係る請求書及び領収書の写し
- （5）単独処理浄化槽からの転換である場合、浄化槽使用廃止届出書の写し
- （6）浄化槽清掃業者との業務契約書等の写し等
- （7）住民票
- （8）納税証明書又は完納証明書
- （9）その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

補助金交付確定通知書

住 所

氏 名 様

檜原市長

年 月 日付けで実績報告のあった浄化槽設置整備事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、檜原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

補助金確定額 金 円

年 月 日

補助金交付請求書

(宛先) 梶原市長

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日完了した浄化槽設置整備事業補助金

上記のとおり請求します。

補助決定者 住 所
氏 名

なお、補助金は下記の金融機関に振込を依頼します。

金融機関名	銀行 支店								
口 座 番 号	普通・当座								
フリガナ 口座名義									

梶原市指令第 号
年 月 日

補助金取消通知書

住 所
氏 名 様

梶原市長

年 月 日付け梶原市指令第 号で交付決定した梶原市浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり決定の全部又は一部を取り消しましたので、梶原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、通知します。

記

補助年度	年度	補助金の名称	梶原市 浄化槽設置整備事業補助金
交付決定の全部又は一部を取り消した内容			
上記の決定をした理由			

第 号
年 月 日

補助金返還命令書

住 所

氏 名 様

梶原市長

梶原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1. 補助金の名称 梶原市浄化槽設置整備事業補助金
- 2. 指令番号
- 3. 交付決定金額 円
- 4. 返還金額 円
- 5. 返還期限 年 月 日
- 6. 返還理由
- 7. 返還方法